

# 株 主 各 位

大阪市西淀川区竹島二丁目6番10号

## IMV株式会社

代表取締役  
社 長 小 嶋 淳 平

### 第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、ご出席に代えて書面をもって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示を賜り、2021年12月23日（木曜日）午後5時40分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2021年12月24日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市西淀川区竹島二丁目6番10号 当社本店3階ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第75期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第75期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 取締役2名選任の件
    - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
    - 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬支給のための報酬決定の件
    - 第5号議案 取締役及び監査役の報酬限度額改定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.imv.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い

## 1. 株主の皆様へのお願い

- ① 株主総会へのご出席に関しましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご検討ください。
- ② 書面による事前の議決権行使も積極的にご活用ください。

## 2. 当日の株主総会の運営について

- ① 37.5度以上の発熱が確認された方や体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合があります。
- ② 株主様のお座席は例年よりも可能な限り間隔をあけて配置いたします。
- ③ 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行う予定です。
- ④ 出席役員及び運営スタッフは、体調の確認を行ったうえ、マスク着用で対応いたします。
- ⑤ 会場受付付近には、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ⑥ ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願いいたします。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.imv.co.jp>) でお知らせいたします。

# 事業報告

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大局面での経済活動の制限と、収束局面での経済活動再開の動きが繰り返され、不透明な状況が続きました。一方、国内経済はCOVID-19による度重なる緊急事態宣言の発出に見舞われ、厳しい状況にある中、設備投資など一部に持ち直しの動きもみられました。

このような環境の中、当社グループの売上高は振動シミュレーションシステム及びメジャリングシステムの伸長により、前年同期を237百万円上回る11,576百万円となりました。利益面では、製品原価率の改善や経費の削減などグループ全体における費用圧縮効果により、営業利益が1,067百万円（対前年同期比729百万円増）、経常利益が1,310百万円（対前年同期比847百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は937百万円（対前年同期比620百万円増）となりました。

品目別の営業の概況は次のとおりであります。

#### (振動シミュレーションシステム)

国内市場におきましては、大型機の売上が好調に推移したことや自動車関連向けの売上が堅調に推移しました。一方、海外市場におきましては、自動車関連向けや試験施設向けを中心に欧州は好調でしたが、米国やASEAN地域の売上低迷が響き前年同期を下回る結果となりました。また、サービス部門におきましては、試験所及び校正機関品質マネジメントシステム規格（ISO 17025）の校正サービスを開始したほか、海外でのメンテナンスサービスが好調に推移し前年同期を上回りました。

以上の結果、この品目の売上高は8,364百万円（対前年同期比380百万円増）となりました。

#### (テスト&ソリューションサービス)

国内市場におきましては、第2四半期連結累計期間まではCOVID-19の感染拡大に伴う経済活動の制限による受託試験の延期などにより低迷しましたが、第3四半期連結会計期間以降は振動試験を中心に復調しました。一方、海外市場におきましては、ASEAN地域における自動車向けの試験が順調に推移いたしました。

しかしながら、第2四半期連結累計期間までの国内市場の不調が影響し、この品目の売上高は前年同期を下回る2,026百万円（対前年同期比282百万円減）となりました。

(メジャリングシステム)

国内市場におきましては、振動計測装置や構造ヘルスマモニタリングの製品販売が伸びたものの、地震監視装置等が伸び悩み前年同期を下回りました。一方、海外市場におきましては、中国、台湾を中心に振動計測装置、地震監視装置の販売が好調に推移しました。また、サービス部門もメンテナンス部材等の売上が好調に推移し前年同期を上回りました。

以上の結果、この品目の売上高は1,184百万円（対前年同期比140百万円増）となりました。

(品目別売上高)

品 目 別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
振動シミュレーションシステム	7,984,896千円	70.4%	8,364,978千円	72.3%
テスト&ソリューションサービス	2,308,417千円	20.4%	2,026,040千円	17.5%
メジャリングシステム	1,044,863千円	9.2%	1,184,989千円	10.2%
合 計	11,338,176千円	100.0%	11,576,008千円	100.0%

- (注) 1. 振動シミュレーションシステムは、試験装置単体及び複合環境試験機の製造・販売並びにこれらの修理・保守であります。
2. テスト&ソリューションサービスは、主にテストラボ事業であり受託試験であります。
3. メジャリングシステムは、振動監視装置及び地震監視装置等の製造・販売並びにこれらの修理・保守であります。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は146百万円であり、その主なものは当社のテスト&ソリューションサービス事業の設備に関するものであります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、運転資金、借入金の返済などに必要な資金は自己資金の充当及び金融機関からの借入金により調達しております。

また、一部の子会社におきましては、金融機関から運転資金などの借入を行っております。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第72期 (2018年9月期)	第73期 (2019年9月期)	第74期 (2020年9月期)	第75期 (当連結会計年度) (2021年9月期)
売上高	11,044,926千円	12,348,007千円	11,338,176千円	11,576,008千円
経常利益	918,227千円	652,146千円	462,592千円	1,310,239千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	578,183千円	366,871千円	316,830千円	937,265千円
1株当たり当期純利益	35円65銭	22円62銭	19円48銭	57円52銭
総資産	15,356,145千円	15,200,702千円	16,219,102千円	17,121,775千円
純資産	6,407,677千円	6,503,512千円	6,704,840千円	7,529,872千円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第73期の期首から適用しており、第72期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日東精機株式会社	10,000千円	100.0%	機械加工、組立
株式会社データ・テクノ	29,000千円	100.0%	電子工業用機器の開発製造
株式会社振研	37,000千円	100.0%	試験装置の製造、販売、 修理、保守及び受託試験
IMV (THAILAND) CO.,LTD.	40,000千バーツ	100.0%	試験装置の販売、修理、 保守及び受託試験
IMV EUROPE LIMITED	200,000ユーロ	100.0%	試験装置の販売、修理、保守
IMV America, Inc.	300,000ドル	100.0%	試験装置の販売、修理、保守
IG DYNAMICS LIMITED	1,000千ポンド	75.5%	試験装置の修理、保守
IMV TECHNO VIETNAM CO.,LTD	1,000千米ドル	100.0%	試験装置の販売、修理、 保守及び受託試験

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、長年にわたり振動に係る試験装置や計測装置の開発・製造・販売を行い、また振動問題に対するコンサルティング等も実施することで、総合環境シミュレーション業界のリーディングカンパニーとして確固たる地位を確立しておりますが、さらなる事業成長と顧客満足の向上のために、以下の7項目を重要課題として認識し、対応してまいります。

##### ① 生産体制

当社グループはパートナーを含めた生産技術の革新と計測技術の確立に取組み生産機能の強化を図っております。これにより製品品質を確保し、競争力のあるコストとリードタイムの実現を行ってまいります。

##### ② コスト削減

当社グループは重要部品を除く多くの部品を外注委託する生産形態をとっているため、パートナーも含めたサプライチェーン全体でのコストダウンが重要となります。材料費の高騰に対し、設計段階から価値分析を駆使した対策に努めてまいります。

##### ③ 人材育成

海外子会社及び海外駐在員事務所設立等により、当社グループにおいてもグローバル市場で活躍ができる人材の確保が課題となっております。そのため現有人員への語学教育や海外経験の豊富な人材のリクルート活動を強化してまいります。また、リーダーシップと積極性を兼ね備えた人材育成のため能力開発教育を積極的に行ってまいります。

##### ④ 研究開発体制

振動試験・計測・解析分野における近未来的ビジョンを実現させるべく研究開発体制を強化し、内外の研究機関と連携した研究開発を推進してまいります。さらに、振動シミュレーションシステムとメジャリングシステムの研究開発機能を大阪に一元化することにより、相乗効果を追求した新たな製品開発を推進してまいります。

##### ⑤ 管理体制

上場企業として、タイムリーに正確な情報を開示することに留まらず、今後の会計基準の改訂等への対応準備や、コーポレート・ガバナンスコードの遵守に重点を置き、管理部門の体制強化を図ります。

##### ⑥ 新規事業

既存市場は成熟傾向にあるため、持続可能な成長のためには新規事業分野への展開が不可欠となっております。有力企業との提携等を通じてデジタル技術を含めた研究開発やマーケティングの機能を強化してまいります。

##### ⑦ 海外展開

自動車関連業界を中心に生産体制だけでなく、開発体制も含めた海外シフトが進んでおります。当社グループの製品は研究開発段階で使用されることが多いため、今後は海外での売上が伸張していくものと想定しており、現地企業と共同で販売・サービス・生産体制の構築を進めてまいります。

## (5) 主要な事業内容

### ① 振動シミュレーションシステム

振動シミュレーションシステム（振動試験装置）、オールウェザーシミュレーションシステム（複合試験装置）、信号処理・機械制御システムに関するソフトウェア及び同関連機器の開発、製造、販売、修理・保守サービス

### ② テスト&ソリューションサービス

振動（環境）試験を中心とした試験の受託、計測解析サービスの提供及びその他のコンサルティング業務

### ③ メジャリングシステム

地震監視装置、振動計測装置、振動監視装置、環境信頼性評価システム及び同関連機器の開発、製造、販売、修理・保守サービス

## (6) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

本社 大阪市西淀川区竹島二丁目6番10号

工場 大阪工場・大阪テストラボ（大阪市西淀川区）、東京工場・東京テストラボ（相模原市緑区）、名古屋テストラボ（愛知県みよし市）、東京テストラボ上野原サイト高度試験センター（山梨県上野原市）、日本高度信頼性評価試験センター（埼玉県入間市）、春日井テストラボ（愛知県春日井市）

営業所 東京営業所（東京都中央区）、大阪営業所（大阪市西淀川区）、名古屋営業所（愛知県みよし市）

### ② 子会社

日東精機株式会社（大阪市西淀川区）、株式会社データ・テクノ（京都市下京区）、株式会社振研（東京都八王子市）、IMV (THAILAND) CO.,LTD. (Thailand)、IMV EUROPE LIMITED (United Kingdom)、IMV America, Inc. (United States of America)、1G DYNAMICS LIMITED (United Kingdom)、IMV TECHNO VIETNAM CO.,LTD (Vietnam)

## (7) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

従業員	前連結会計年度末比増減
328名(82名)	+13名(△3名)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は( )内に年間平均人員数を概数で記載しております。

### ② 当社の従業員数

従業員	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
185名(60名)	+9名(△3名)	43.6歳	12.9年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は( )内に年間平均人員数を概数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	934,038
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	842,043
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	806,407

千円

2. 株 式 の 状 況

- (1) 発行可能株式総数 67,820,000株  
 (2) 発行済株式の総数 16,293,532株(自己株式663,484株を除く。)  
 (3) 株 主 数 5,323名  
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 S E I K O	2,993	18.3
小 嶋 成 夫	1,274	7.8
I M V 取 引 先 持 株 会	1,075	6.5
小 嶋 淳 平	1,037	6.3
I M V 従 業 員 持 株 会	766	4.7
エ ス ペ ッ ク 株 式 会 社	766	4.7
小 嶋 健 太 郎	472	2.8
有 限 会 社 ア フ ロ	280	1.7
高 嶋 文 雄	243	1.4
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	230	1.4

(注) 持株比率は、自己株式(663,484株)を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小嶋成夫	
代表取締役社長	小嶋淳平	
常務取締役	岡本裕司	経営企画本部長 兼 テストラボ事業本部長
取締役	青木秀修	D S S事業本部長代行 兼 同本部管理部長
取締役	草野欽也	株式会社藏商会相談役
取締役	小嶋健太郎	小嶋健太郎税理士事務所所長
取締役	酒井清	公認会計士酒井清事務所所長 合同製鐵株式会社社外監査役
常勤監査役	高嶋文雄	
監査役	寺田康男	朝日電器株式会社常勤監査役
監査役	橋本光	神田通信機株式会社社外取締役 株式会社C&Gシステムズ社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち草野欽也及び酒井清の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち寺田康男及び橋本光の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役草野欽也及び酒井清の両氏並びに監査役寺田康男及び橋本光の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 代表取締役会長小嶋成夫氏及び社外取締役酒井清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 取締役小嶋健太郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 監査役寺田康男氏は、朝日電器株式会社の常勤監査役を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 7. 2021年9月30日現在の執行役員は次のとおりであります。

執行役員	John Goodfellow	IMV Europe LIMITED ディレクター
執行役員	白星政和	テストラボ事業本部 西日本ブロック担当部長 兼 振動試験担当部長
執行役員	三森正仁	テストラボ事業本部 東日本ブロック担当部長 兼 電池・環境・EMC試験担当部長
執行役員	柿原正治	海外事業本部長
執行役員	西原弘之	MES事業本部長
執行役員	溝本秀樹	営業本部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、取締役草野欽也氏、取締役小嶋健太郎氏、取締役酒井清氏、監査役寺田康男氏及び監査役橋本光氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定める金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

当社は役員報酬等の額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社の業績等を勘案して決定しております。決定方法は、取締役につきましては取締役会の決議で、監査役につきましては監査役協議により決定しております。

### ②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会が委任した代表取締役小嶋淳平であり、各人の役位や職責等を考慮し報酬の額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適しているとの判断であります。また、当事業年度の取締役の報酬等の額の決定は、2020年12月25日開催の取締役会において、代表取締役に一任しております。また、報酬制度の客観性・透明性を担保するため、代表取締役と独立社外取締役との間で意見交換を行い、独立社外取締役から適切な関与・助言を得たうえで、報酬等の額を決定しております。

### ③業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

### ④非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

⑤当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞 与	
取締役 (うち社外取締役)	177,866 (10,244)	120,677 (7,254)	57,188 (2,990)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24,306 (11,137)	17,139 (7,884)	7,167 (3,253)	3 (2)
合 計	202,173	137,817	64,356	10

- (注) 1. 取締役報酬限度額は、2005年12月22日開催の第59期定時株主総会決議において月額40,000千円以内（使用人給与相当額は含まない）となっております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は3名）です。
2. 監査役報酬限度額は、2005年12月22日開催の第59期定時株主総会決議において月額10,000千円以内となっております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役は1名）です。
3. 当社は2005年12月22日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 取締役 草野 欽也

###### ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社藏商会の相談役であり、同社は当社との間には特別の関係はありません。

###### イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席しており、主に経営者としての立場からの発言を行っております。

###### ウ. 会社または会社の特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、当社または当社特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはありません。

###### エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

経営全般に関する幅広い知識と見識を有し、客観的な視点での質問・提言を行い、技術開発、海外に関する発言を行っております。

##### ② 取締役 酒井 清

###### ア. 重要な兼職先と当社との関係

公認会計士酒井清事務所所長、合同製鐵株式会社社外監査役であり、両社は当社との間には特別の関係はありません。

###### イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席しており、主に会計的見地からの発言を行っております。

###### ウ. 会社または会社の特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、当社または当社特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはありません。

###### エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

主に公認会計士としての経理及び財務に関する豊富な経験と高い見識に基づく発言を行っております。

##### ③ 監査役 寺田 康男

###### ア. 重要な兼職先と当社との関係

朝日電器株式会社の常勤監査役であり、同社は当社との間には特別の関係はありません。

###### イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、監査役会12回のうち12回出席しており、主に財務的見地からの発言を行っております。

###### ウ. 会社または会社の特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、当社または当社特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはありません。

④ 監査役 橋本 光

ア. 重要な兼職先と当社との関係

神田通信機株式会社社外取締役、株式会社C&Gシステムズ社外取締役であり、両社は当社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、監査役会12回のうち12回出席しており、主にコーポレート・ガバナンスに関する見地からの発言を行っております。

ウ. 会社または会社の特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、当社または当社特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはありません。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額  
29,500千円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
29,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の連結子会社であるIMV (THAILAND) CO., LTD. 及びIMV TECHNO VIETNAM CO., LTD. は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームの監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の決議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守体制の確立に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録、稟議書その他その職務の執行にかかる文書及び電磁的記録を社内規程に従い適切に保存し、管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 不測の事態が発生し又は発生する恐れがある場合の体制を事前に整備するように努め、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
  - ② 社内規程に従い、適切な機密管理及び個人情報保護管理を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 2002年1月より執行役員制度を導入し、意思決定と業務執行を分離することで、取締役の意思決定の効率化を図っている。
  - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに職務執行の状況について監督する。
  - ③ 社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
  - ④ 策定した中期経営計画に従い、目標達成に向け職務を執行する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 社会のルールを遵守して公正に活動するために、法令、定款に適合した行動規範を社内規程において明確にし、その周知徹底を図る。
  - ② 総務・法務部門の強化を行い、コンプライアンス体制の充実を図る。
  - ③ 社内規程に従い、公益通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処が可能な体制を整備する。
  - ④ 内部監査においてコンプライアンスの状況を監査する。
  - ⑤ 必要に応じて外部の専門家等を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

- (6) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
  - ② 当社取締役D S S 事業本部長代行を日東精機株式会社、当社執行役員M E S 事業本部長を株式会社データ・テクノ、当社執行役員海外事業本部長をIMV (THAILAND) CO.,LTD.、IMV America, Inc. 及びIMV TECHNO VIETNAM CO.,LTDの、また、当社執行役員IMV EUROPE LIMITEDダイレクターを1G DYNAMICS LIMITEDの管理責任者として事業の総括的な管理を行う。
  - ③ 親会社の内部監査を子会社にも適用し、実施する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社は、現状の企業規模を考慮し、現時点においては監査役の職務を補助すべき独立した人員を配置していないが、内部監査室は、監査役からの委嘱を受け、適宜監査役の職務を補助するものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、以下の事実を知ったときは、遅滞無く監査役に報告するものとする。また、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定についても、遅滞なく監査役に報告するものとする。
- ① 職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実
  - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ③ 内部通報制度に基づき通報された事実
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うほか、意思の疎通を図るものとする。
  - ② 監査役は、会計監査を行っている監査法人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を実施する。



## 6. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間における実施状況は次の通りであります。

- ① 取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を審議、決定し、月次の経營業績の分析・評価・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会をはじめ重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務の執行の監査、取締役会議事録、その他社内の重要な会議の議事録の確認、法令・定款等の遵守について監査いたしました。会計監査人との意見交換は5回開催し、監査における重要事項、発見事項について意見交換を行い、認識の共有を行いました。
- ③ 経営幹部会議を12回開催し、法令・定款等への適合性も同時に成しながら、業績の進捗、経営方針との整合性等を分析・評価し、目標に対する具体的対策を立案いたしました。  
また、内部監査室の主導の下、内在する企業リスクにつき分析・評価し、出席者が情報を共有して、事前に回避できるよう審議・検討いたしました。
- ④ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき子会社7社を含むグループ会社の内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については会計監査人との連携を密にとり、主要な会計方針等の事前協議を行い、社内規程に基づく必要な社内手続きを経たうえで、取締役会の承認によりその適正性を確保するよういたしました。
- ⑤ 子会社を含めた当社グループの業務の適正性を確保するために、国内子会社3社の取締役会12回に当社役員が参加し、経営方針・予算策定等重要事実を決定し、月次業績の分析・評価・対策を審議・検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性についても審議いたしました。
- ⑥ 全社員のコンプライアンス意識向上のため、輸出管理に関する教育を5回、情報セキュリティに関する教育を1回、実施いたしました。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は金額及び株数については表示単位未満を切捨て、また、比率については四捨五入しております。なお、消費税等は含めておりません。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,272,223	流 動 負 債	7,317,191
現金及び預金	3,883,973	支払手形及び買掛金	1,216,096
受取手形及び売掛金	3,257,285	電子記録債務	868,991
電子記録債権	845,584	短期借入金	2,270,003
製 品	732,895	1年内返済予定の長期借入金	936,889
仕 掛 品	1,568,050	未 払 金	398,015
原 材 料	769,787	未 払 費 用	424,160
そ の 他	219,661	未 払 法 人 税 等	441,278
貸 倒 引 当 金	△5,015	未 払 消 費 税 等	85,758
		製 品 保 証 引 当 金	46,000
		そ の 他	629,998
固 定 資 産	5,849,552	固 定 負 債	2,274,711
有 形 固 定 資 産	5,124,318	長 期 借 入 金	2,000,639
建 物 及 び 構 築 物	2,349,397	長 期 未 払 金	187,080
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	104,309	資 産 除 去 債 務	48,147
工 具、器 具 及 び 備 品	686,070	そ の 他	38,844
土 地	1,935,656	負 債 合 計	9,591,902
建 設 仮 勘 定	48,883	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	73,687	株 主 資 本	7,399,594
ソ フ ト ウ ェ ア	53,370	資 本 金	464,817
そ の 他	20,316	資 本 剰 余 金	554,974
投 資 そ の 他 の 資 産	651,545	利 益 剰 余 金	6,523,565
投 資 有 価 証 券	298,917	自 己 株 式	△143,762
繰 延 税 金 資 産	279,807	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	114,720
そ の 他	72,820	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	98,338
		為 替 換 算 調 整 勘 定	16,382
		非 支 配 株 主 持 分	15,556
		純 資 産 合 計	7,529,872
資 産 合 計	17,121,775	負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,121,775

(注) 記載金額は千円未満を切捨てております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	11,576,008
売 上 原 価	7,959,266
売 上 総 利 益	3,616,742
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,549,552
営 業 利 益	1,067,190
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	427
受 取 配 当 金	6,613
為 替 差 益	141,712
セ ミ ナ ー 収 入	8,048
受 取 賃 貸 料	36,518
助 成 金 収 入	61,777
雑 収 入	25,636
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	24,881
賃 貸 収 入 原 価	1,667
セ ミ ナ ー 費 用	8,624
雑 損 失	2,510
経 常 利 益	1,310,239
特 別 利 益	
契 約 解 約 益	46,653
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	860
税金等調整前当期純利益	1,356,033
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	463,668
法 人 税 等 調 整 額	△72,705
当 期 純 利 益	965,070
非支配株主に帰属する当期純利益	27,804
親会社株主に帰属する当期純利益	937,265

(注) 記載金額は千円未満を切捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	464,817	576,648	5,724,794	△143,736	6,622,523
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△138,495		△138,495
親会社株主に帰属する当期純利益			937,265		937,265
自 己 株 式 の 取 得				△25	△25
連結子会社株式の取得による持分の増減		△21,673			△21,673
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△21,673	798,770	△25	777,070
当 期 末 残 高	464,817	554,974	6,523,565	△143,762	7,399,594

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	58,038	18,491	76,529	5,786	6,704,840
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△138,495
親会社株主に帰属する当期純利益					937,265
自 己 株 式 の 取 得					△25
連結子会社株式の取得による持分の増減					△21,673
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純額)	40,300	△2,108	38,192	9,769	47,961
当 期 変 動 額 合 計	40,300	△2,108	38,192	9,769	825,032
当 期 末 残 高	98,338	16,382	114,720	15,556	7,529,872

(注) 記載金額は千円未満を切捨てております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	8 社
主要な連結子会社の名称	日東精機株式会社、株式会社データ・テクノ、株式会社振研、IMV (THAILAND) CO., LTD.、IMV EUROPE LIMITED、IMV America, Inc.、1G DYNAMICS LIMITED、IMV TECHNO VIETNAM CO., LTD

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (a) 有価証券

・ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

##### (b) たな卸資産

製品及び仕掛品

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

原 材 料

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

##### ② 固定資産の減価償却の方法

##### (a) 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社については、主として定率法 (ただし、1998年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

##### 建 物 及 び 構 築 物

建 物	30年～50年
構 築 物	8年～18年

##### 機 械 装 置 及 び 運 搬 具

機 械 及 び 装 置	5年～11年
車 両 運 搬 具	4年～5年

##### 工 具、器 具 及 び 備 品

2年～6年

- (b) 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- ・ 自社利用のソフトウェア
  - ・ 市場販売目的のソフトウェア
- (c) リース資産
- ③ 重要な引当金の計上基準
- (a) 貸 倒 引 当 金
- ・ 一般債権
  - ・ 貸倒懸念債権及び破産更生債権
- (b) 製 品 保 証 引 当 金
- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- (a) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (b) 消費税等の会計処理
- ⑤ のれんの償却の方法及び償却期間

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を償却する方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

貸倒実績率法

財務内容評価法

販売済製品の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率を基礎にして算出した保証期間内の無償補修費の見込額及び個別の案件を勘案して算出した発生見込額を計上しております。

税抜方式によっております。

のれんは5年で均等償却しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,268,065千円

(2) 担保に供している資産

建物及び構築物	686,219千円
土 地	1,518,134千円
計	2,204,353千円

対応する債務

短期借入金	1,020,000千円
1年内返済予定の 長期借入金	444,964千円
長期借入金	747,591千円
計	2,212,555千円

(3) コミットメントライン契約

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,400,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	1,400,000千円

財務制限条項

コミットメントライン総額のうち1,300,000千円は2019年3月に当社が契約を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の末日における純資産の部の合計額の70%以上に維持すること。
- ② 各事業年度の末日における単体の損益計算書において、営業損益の金額を2期連続マイナスとしないこと。

## 3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 契約解約益

当社の連結子会社1G DYNAMICS LIMITEDが2017年7月にM&G Hagger Limited及びVibratech Limitedの株式を取得した際の株式譲渡契約において、株式の取得先に対する条件付取得対価条項を付しておりましたが、2021年9月1日付でそれら取得先が保有する1G DYNAMICS LIMITED株式を追加取得したことを契機として当該条項の見直しを行った結果、当該条項が失効したため、固定負債を取り崩し、特別利益に計上したものであります。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	16,957,016株	—	—	16,957,016株

##### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	663,452株	32株	—	663,484株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取 32株

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 金	基 準 日	効力発生日
2020年12月25日 定時株主総会	普通株式	138,495千円	8円50銭	2020年 9月30日	2020年 12月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 金	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年12月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	162,935千円	10円00銭	2021年 9月30日	2021年 12月27日



## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに取引金額に基づいた与信金額を設定しており、定期的に回収状況に関するモニタリングを行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の上場株式であり、定期的に時価を把握し財務状況等を確認しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

有利子負債のうち、短期借入金は運転資金に係るものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達によるものですが、安定した手元資金を確保することを目的とするものも含まれております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 資産			
①現金及び預金	3,883,973	3,883,973	—
②受取手形及び売掛金	3,257,285	3,257,285	—
③電子記録債権	845,584	845,584	—
④投資有価証券 その他有価証券	298,917	298,917	—
(2) 負債			
①支払手形及び買掛金	1,216,096	1,216,096	—
②電子記録債務	868,991	868,991	—
③短期借入金	2,270,003	2,270,003	—
④1年内返済予定の長期借入金	936,889	937,210	321
⑤長期借入金	2,000,639	2,003,018	2,379

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 負債

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、③短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④1年内返済予定の長期借入金、⑤長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	200

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) ④投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	461円18銭
(2) 1株当たり当期純利益	57円52銭

# 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,259,406	流動負債	5,821,576
現金及び預金	2,760,217	支払手形	228,283
受取手形	319,031	電子記録債務	868,991
電子記録債権	816,246	買掛金	327,068
売掛金	3,266,390	短期借入金	2,270,000
製品	408,651	1年内返済予定の長期借入金	936,889
仕掛品	1,203,821	未払金	296,551
原材料	400,841	未払費用	307,369
前払費用	52,357	未払法人税等	398,385
未収入金	6,458	未払消費税等	82,426
関係会社短期貸付金	164,438	製品保証引当金	39,000
その他	25,619	その他	66,612
貸倒引当金	△164,668		
固定資産	5,540,938	固定負債	1,990,480
有形固定資産	4,635,536	長期借入金	1,764,883
建物	2,173,377	長期預り保証金	14,500
構築物	40,486	長期未払金	175,529
機械及び装置	12,852	その他	35,568
車両運搬具	690		
工具、器具及び備品	423,589	負債合計	7,812,057
土地	1,935,656	(純資産の部)	
建設仮勘定	48,883	株主資本	6,890,882
無形固定資産	67,621	資本金	464,817
ソフトウェア	48,170	資本剰余金	576,648
電話加入権	3,062	資本準備金	557,563
水道施設利用権	1,009	その他資本剰余金	19,084
その他	15,378	自己株式処分差益	19,084
投資その他の資産	837,780	利益剰余金	5,993,179
投資有価証券	296,724	利益準備金	24,500
繰延税金資産	206,950	その他利益剰余金	5,968,679
関係会社株式	278,573	固定資産圧縮積立金	113,071
出資金	10	繰越利益剰余金	5,855,607
関係会社長期貸付金	494,918		
その他	23,332	自己株式	△143,762
貸倒引当金	△462,728	評価・換算差額等	97,404
		その他有価証券評価差額金	97,404
		純資産合計	6,988,286
資産合計	14,800,344	負債及び純資産合計	14,800,344

(注) 記載金額は千円未満を切捨てております。

# 損 益 計 算 書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,181,126
売 上 原 価	6,409,016
売 上 総 利 益	2,772,109
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,838,345
営 業 利 益	933,764
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,755
受 取 配 当 金	15,356
為 替 差 益	108,456
受 取 賃 貸 料	51,285
セ ミ ナ ー 収 入	8,048
受 取 手 数 料	6,600
助 成 金 収 入	24,099
雑 収 入	15,186
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	23,477
賃 貸 収 入 原 価	3,802
セ ミ ナ ー 費 用	8,624
雑 損 失	1,709
経 常 利 益	231,788
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	798
税 引 前 当 期 純 利 益	1,127,940
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	419,189
法 人 税 等 調 整 額	△65,965
当 期 純 利 益	773,917

(注) 記載金額は千円未満を切捨てております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金 自己株式 処分差益	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	464,817	557,563	19,084	576,648	24,500	113,071	5,220,184	5,357,756
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△138,495	△138,495
当 期 純 利 益							773,917	773,917
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	635,422	635,422
当 期 末 残 高	464,817	557,563	19,084	576,648	24,500	113,071	5,855,607	5,993,179

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△143,736	6,255,485	57,225	6,312,710
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△138,495		△138,495
当 期 純 利 益		773,917		773,917
自 己 株 式 の 取 得	△25	△25		△25
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			40,179	40,179
当 期 変 動 額 合 計	△25	635,396	40,179	675,576
当 期 末 残 高	△143,762	6,890,882	97,404	6,988,286

(注) 記載金額は千円未満を切捨てております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法に基づく原価法

(b) 時価のないもの

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品及び仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 原 材 料

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	30年～50年
構	築 物	8年～18年
機	械 及 び 装 置	5年～11年
車	両 運 搬 具	4年
工	具、器具及び備品	2年～6年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

(a) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(b) 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を償却する方法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

(a) 一般債権 貸倒実績率法

(b) 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法

② 製品保証引当金

販売済製品の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率を基礎にして算出した保証期間内の無償補修費の見込額及び個別の案件を勘案して算出した発生見込額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,567,272千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
売掛金	1,517,951千円
未収入金	1,946千円
立替金	14,040千円
長期貸付金	659,356千円
買掛金	70,577千円
未払金	885千円

(3) 担保に供している資産	
建物	686,219千円
土地	1,518,134千円
計	2,204,353千円

### 対応する債務

短期借入金	1,020,000千円
1年内返済予定の長期借入金	444,964千円
長期借入金	747,591千円
計	2,212,555千円

## (4) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,300,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	1,300,000千円

### 財務制限条項

コミットメントライン総額1,300,000千円は2019年3月に当社が契約を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の末日における純資産の部の合計額の70%以上に維持すること。
- ② 各事業年度の末日における単体の損益計算書において、営業損益の金額を2期連続マイナスとしないこと。



3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高

1, 223, 237千円

仕 入 高

835, 317千円

営業取引以外の取引の取引高

32, 687千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当 期 首	増 加	減 少	当 期 末
普 通 株 式	663, 452株	32株	—	663, 484株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取 32株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	36,039千円
貸倒引当金	190,728千円
未払賞与	55,980千円
未払法定福利費	9,098千円
未払事業税	21,392千円
未払事業所得税	4,169千円
製品保証引当金	11,856千円
未払金	1,332千円
有形固定資産	164,223千円
関係会社株式	48,743千円
土地	10,858千円
長期未払金	53,360千円
資産除去債務	10,812千円
その他	4,171千円
小計	622,769千円
評価性引当額	△317,468千円
繰延税金資産合計	305,301千円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△57,771千円
その他有価証券評価差額	△38,202千円
その他	△2,377千円
繰延税金負債合計	△98,350千円
繰延税金資産の純額	206,950千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	日東精機株式会社	製造業	100	営業上の取引 役員の兼任	製品仕入 (注2)  工場の賃貸 (注3)	595,182  14,767	買掛金  —	59,401  —
子会社	IMV (THAILAND) CO., LTD.	振動試験機の販売	100	営業上の取引	製品売上 (注2)	98,925	売掛金 (注4)	465,273
子会社	IMV EUROPE LIMITED	振動試験機の販売	100	営業上の取引 資金の貸付	製品売上 (注2)  資金の貸付	846,242  52,168	売掛金 関係会社 長期貸付金 (注5)	755,367  499,839
子会社	IMV America, Inc.	振動試験機の販売	100	営業上の取引	製品売上 (注2)	232,760	売掛金 関係会社 短期貸付金 (注6)	217,217  138,516

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
当社と関連を有しない他の企業と同様の条件によっております。
3. 近隣の賃貸の標準価格と同様の条件によっております。
4. 当事業年度末において、当該子会社の債務超過額に対して161,885千円の貸倒引当金を計上しております。
5. 当事業年度末において、当該子会社の債務超過額に対して300,842千円の貸倒引当金を計上しております。
6. 当事業年度末において、当該子会社の債務超過額に対して164,438千円の貸倒引当金を計上しております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	株式会社KURA (注4)	製造業	—	営業上の取引	製品仕入 (注2)	38,982	買掛金	3,111
					工場の賃貸 (注3)	16,018	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
当社と関連を有しない他の企業と同様の条件によっております。  
3. 近隣の賃貸の標準価格と同様の条件によっております。  
4. 当社取締役草野欽也の近親者が議決権の100%を直接所有する会社であります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 428円90銭  
(2) 1株当たり当期純利益 47円50銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月22日

I M V株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 合 弘 泰 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 信 之 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、I M V株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I M V株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月22日

IMV株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 合 弘 泰 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 信 之 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、IMV株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書謄本

# 監査報告書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月22日

I M V 株式会社 監査役会

常勤監査役 高嶋 文雄 ㊟

社外監査役 寺田 康男 ㊟

社外監査役 橋本 光 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績を勘案して1株につき10円といたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円 総額162,935,320円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年12月27日

### 第2号議案 取締役2名選任の件

本総会の終結の時をもって常務取締役岡本裕司、取締役小嶋健太郎の両氏が任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おかもとひろし 岡本裕司 (1953年1月11日生)	1975年4月 松下電器産業株式会社入社 2007年6月 パナソニックエレクトロニックデバイス社取締役 2009年6月 同社代表取締役常務 2013年5月 当社入社 執行役員営業本部長 2013年9月 当社執行役員営業本部長兼テストラボ事業本部長 2015年12月 当社取締役テストラボ事業本部長 2019年6月 当社取締役テストラボ事業本部長兼人事・総務担当 2020年1月 当社常務取締役テストラボ事業本部長兼人事・総務担当 2020年10月 当社常務取締役経営企画本部長兼テストラボ事業本部長 2021年10月 当社常務取締役経営企画本部長(現任)	18,638株
2	こじまけんたろう 小嶋健太郎 (1974年2月16日生)	2002年5月 税理士登録 2005年10月 小嶋健太郎税理士事務所所長(現任) 2005年12月 当社取締役(現任)	472,464株

- (注) 1. 岡本裕司及び小嶋健太郎の両氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、小嶋健太郎氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。当該保険により被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

(ご参考)

第2号議案の取締役候補者が選任された後の取締役及び監査役のスキル・マトリクス

	役員	社外	当社が期待する知見・経験					
			企業 経営	法務 コンプライ アランス	財務 会計	技術研 究開発	CSR・EGS サステナビ リティ	海外
取締役	小嶋 成夫		○	○	○		○	
	小嶋 淳平		○	○	○		○	○
	岡本 裕司		○	○	○		○	○
	青木 秀修		○			○	○	○
	草野 欽也	●	○			○		○
	小嶋 健太郎		○	○	○			
	酒井 清	●	○		○		○	
監査役	高嶋 文雄			○		○	○	
	寺田 康男	●	○		○		○	
	橋本 光	●	○	○			○	

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
木原万樹子 (1974年5月23日生)	2004年10月 弁護士登録 2014年2月 木原法律事務所パートナー（現任）	9,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 木原万樹子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 木原万樹子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社のコーポレート・ガバナンス体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。  
4. 木原万樹子氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

**第4号議案** 取締役に対する業績連動型株式報酬支給のための報酬決定の件  
当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と変動報酬である「賞与」で構成されておりますが、今般、当社は、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社普通株式を下記のとおり割り当てる株式報酬制度を実施いたしたく存じます。当制度は、2017年12月22日開催の当社第71期定時株主総会にて導入を提案、ご承認をいただいたものであります。

具体的には、当社の業務執行取締役に対して、当社取締役会においてあらかじめ定めた対象期間（以下、「対象期間」という。）における目標の達成度合に応じて、当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という。）です。

対象期間は当社の中期経営計画の終了年度にあわせ2022年9月30日で終了する事業年度から2024年9月30日で終了する事業年度までの3事業年度とし、同期間の単年度毎に支給するものとします。また、当該対象期間終了後も本株主総会で承認を受けた範囲内で、本制度を継続する予定です。

本制度は、本日ご承認いただく、第5号議案の取締役の報酬限度額、年額480,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とは別枠で実施いたします。

つきましては、本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を2017年12月22日開催の当社第71期定時株主総会にてご承認をいただいた年額200,000千円以内として設定いたします。

なお、本制度における金銭報酬債権の支給は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当であると考えております。上記報酬額には、従来どおり使用人分給与は含まないものといたします。

また、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

## 記

### 1. 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、業績に連動した株式報酬を与える制度として導入したものです。

### 2. 本制度の内容

#### (1) 本制度の仕組み

本制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ① 当社は、本制度において使用する各数値目標（連結売上高、連結営業利益等から設定されます。）や数値目標毎の配分割合、交付する当社普通株式数（以下、「交付株式数」という。）の具体的な算出にあたって必要となる数値目標を当社取締役会において決定します。
- ② 当社は、対象期間満了後、当該対象期間における当社業績等の数値目標の達成度合に応じ、各対象取締役に対する交付株式数を当社取締役会において決定します。
- ③ 当社は、上記②で決定された各対象取締役の交付株式数に応じて、各対象取締役に対し、現物出資に供するための金銭報酬債権を支給します。なお、当社普通株式の1株当たりの払込金額については、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利とならない範囲内で当社取締役会において決定します。
- ④ 各対象取締役は、当社による新株式発行または自己株式の処分に際して現物出資に供するための上記金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。

(2) 本制度に基づき取締役が取得する当社株式の数の算定方法

当社は、以下の計算に基づき、各対象取締役が取得する当社普通株式の数を算定します。

$$\boxed{\text{各取締役に対する交付株式数}} = \left[ \boxed{\text{当該各取締役に係る基準交付株式数}} \times \boxed{\text{各数値目標毎の配分割合}} \times \boxed{\text{各数値目標に対する達成度合}} \right]$$

- ① 対象取締役毎にあらかじめ、基準交付株式数（当該者の役割、役位を考慮して当社取締役会において決定）を定めます。
- ② 対象者毎に目標となる各数値目標（連結売上高、連結営業利益）の配分割合をあらかじめ定め、当該配分割合毎の株式数を算出します。  
基準交付株式数 × 各指標における配分割合 = 数値目標毎の交付株式数
- ③ 各数値目標の目標達成度合に応じて交付株式数を算出します。

上記算定式に従い数値目標毎に交付株式数を算出し、算出の結果得られた数を合計することにより各対象者に対する交付株式数を算出します。

※各数値目標に対する達成度合が95%～100%の場合は100%とし、達成度合が95%未満となる場合は支給対象としません。

※各数値目標に対する達成度合が120%超となる場合でも上限は120%とします。

### (3) 対象取締役に対する基準交付株式数と数値目標項目

職位	基準交付 株式数	第76期	第77期	第78期	数値目標 (配分割合) ①	数値目標 (配分割合) ②
代表取締役会長	10,000	2,000	2,000	6,000	連結売上高 50%	連結営業利益 50%
代表取締役社長	30,000	6,000	6,000	18,000	連結売上高 50%	連結営業利益 50%
常務取締役	10,000	2,000	2,000	6,000	連結売上高 50%	連結営業利益 50%
取締役	10,000	2,000	2,000	6,000	連結売上高 50%	連結営業利益 50%
取締役合計	60,000	12,000	12,000	36,000		

- (注) 1. 支給対象となる取締役は、法人税法第34条第1項第3号に規定する業務執行役員であります。  
 2. 法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する確定数は、上限を100,000株とします。  
 3. 上記算式に使用する連結営業利益（法人税法第34条第1項第3号イに規定する利益の状況を示す指標は、業績連動報酬を損金経理する前の金額としております。

### (4) 数値目標

	第76期		第77期		第78期	
	連結 売上高	連結 営業利益	連結 売上高	連結 営業利益	連結 売上高	連結 営業利益
第75期実績比	112%	115%	125%	197%	140%	250%

当社が対象取締役に交付する当社普通株式の総数は、対象期間において100,000株相当を上限とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合、当該上限及び対象取締役に對する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

また、上記に定める数の当社普通株式の交付を行うことにより、上記に定める報酬金額の上限または上記の交付株式総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に對する交付株式数を按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。

### (5) 対象取締役に對する当社普通株式の交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、上記(2)に定める算定方法に従い、対象取締役に對して当社普通株式を交付します。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による新株式発行または自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役及び交付株式数は、以下の株式交付要件及び上記(2)記載の算定方法に従い、対象期間経過後の当社取締役会において決定します。

- ① 対象期間中に取締役として在任したこと
- ② 取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要であると当社取締役会が定め



る要件を充足すること

(ご参考) 本制度の当社執行役員及び幹部従業員への適用  
本制度は、当社の執行役員及び幹部従業員も対象とする予定です。

## 第5号議案 取締役及び監査役の報酬限度額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2005年12月22日開催の第59期定時株主総会において、取締役報酬限度額は月額40,000千円以内（使用人給与相当額は含まない）、監査役報酬限度額は月額10,000千円以内と決議いただき今日に至っております。

これらを月額の定めから年額の定めに改め、年間支給上限は変更せず、取締役（社外取締役を含む）の報酬限度額を年額480,000千円以内（うち社外取締役120,000千円以内、使用人給与相当額は含まない）に、監査役（社外監査役を含む）の報酬限度額を年額120,000千円以内とすることについて、ご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告10頁に記載のとおりであり、今般の報酬限度額の改定につきましては、これまで当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数等を総合的に勘案しつつ、個人別の報酬額の総額等に基づいた報酬額の提案を行っており、本議案の内容は、報酬支給の実態に即した報酬限度額表記とするために相当であると判断しております。

なお、対象となる取締役及び監査役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は7名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）となります。

（附帯決議）

上記の年間限度額は2005年12月22日に遡って適用されます。

以 上

(MEMO)

# 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市西淀川区竹島二丁目6番10号  
当社本店3階ホール  
電話 06-6478-2565



交通機関 JR東西線加島駅1番出口より徒歩約5分

なお、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。